

障害福祉サービス事業所 御中
障害児通所支援事業所 御中
地域活動支援センター 御中
障害者小規模通所施設 御中

明石市福祉局生活支援室
障 害 福 祉 課 長

令和 5 年度明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等
支援金について（ご案内）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、「コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充」等とされたことを踏まえ、コロナ渦における原油価格・物価高騰等の影響を受ける障害福祉サービス事業者等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、支援金を支給することとしました。

つきましては、申請手続き等について、下記の通りお知らせいたします。

記

1 目的

コロナ渦における原油価格・物価高騰等の影響を受ける障害福祉サービス事業者等の負担軽減措置として臨時的に支援金を支給することで、障害福祉サービスを必要とする利用者への安定的なサービスの提供の確保を図る。

2 支給対象事業所

令和 5 年 9 月 1 日時点で指定を受けており、明石市内においてサービスを提供している事業所
※ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) 当該支援金の申請時点で休止・廃止している事業所
- (2) 基準上の設備を共有する事業所であって、「明石市原油価格・物価高騰等対策介護サービス事業者等支援金」の交付を受ける施設・事業所
- (3) 共生型サービスの指定を受ける事業所
- (4) 明石市が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）

区分	事業所種別
入所系	施設入所支援 共同生活援助 短期入所（単独型、併設型） 宿泊型自立訓練

通所系	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援・放課後等デイサービス 地域活動支援センター（単独で実施する場合のみ※） 障害者小規模通所施設
訪問系①	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護
訪問系②	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援 自立生活援助

※ 単独で実施するとは、障害福祉サービス等と基準上の設備を共有せず、地域活動支援センターのみを実施する場合となります。

3 支援金の額

サービス区分（入所系・通所系・訪問系①・訪問系②）及び定員規模に応じた額

定員規模 (名)	単価 (円)			
	入所系	通所系	訪問系①	訪問系②
0-9	75,000	18,000	30,000	30,000
10-19	225,000	54,000		
20-29	375,000	90,000		
30-39	525,000	126,000		
40-49	675,000	162,000		
50-59	825,000	198,000		

※定員は令和5年9月1日時点で判断します。

※事業所番号に応じたサービス区分及び定員に基づき、サービスごとに計算します。

※ただし、以下の場合は、それぞれ記載の計算方法になります。

- (1) 同一事業所が同じサービス区分内で複数サービスの指定を受けている場合は、1サービス分のみ算定します（訪問系①又は訪問系②のみ）。

例：居宅介護と重度訪問介護を実施している場合
支援金の額は30,000円

- (2) 事業所を共有する障害児通所サービスは、1サービス分のみ算定します。

例：児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型を定員10名で実施している場合
支援金の額は54,000円

4 申請方法

申請書類は、郵送もしくは窓口にて提出をお願いします。複数事業所の指定を受けている場合は、法人単位でとりまとめの上、申請を行ってください。

5 申請書類

- ・申請書兼請求書（様式第1号）
- ・債権者登録申請書

※債権者登録申請書について、これまで未提出の場合、変更する場合は提出してください。
また、提出の有無が分からない場合は、確認に時間を要しますので、お手数ですが提出をお願いします。

※なお、申請書類を作成される際は、以下の点にご留意の上、ご提出をお願いします。

- (1) 申請書兼請求書に記載する住所、法人名、代表者名及び振込先は、債権者登録申請書と一致させてください。
- (2) 請求印は、債権者登録申請書の印（又は債権者登録にて登録された印）と同一のものを使用してください。会社印のみの場合は、必ず代表者印も合わせて押印してください。
- (3) 申請書兼請求書の振込先口座名義フリガナは、必ず通帳等でご確認の上、記入してください。

※どちらの書類も押印の上ご提出ください。

6 提出先

〒673-8686 明石市中崎 1-5-1

明石市福祉局生活支援室障害福祉課 自立支援係

※郵送する際は、封筒表面に「物価高騰等対策支援金申請書在中」と朱書きしてください。

7 提出期限

令和5年12月28日（木）必着

（提出期限を過ぎた場合、令和6年3月31日までに市に提出されたものは受理しますが、令和6年4月1日以降に到着したものは受理できませんのでご注意ください。）

8 支援金の支払い

申請内容を確認の上、交付決定後、交付決定通知書を送付いたします。受理後、約1か月後に指定の口座へ支援金を振り込みます。

（問い合わせ先）

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市福祉局生活支援室障害福祉課自立支援係

担当 梶原・高原

電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244

e-mail shoufuku@city.akashi.lg.jp